

大田区業務継続計画

<新型インフルエンザ等編>

平成27年3月
大田区

目次

第1章

- 1 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - B C Pの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - B C Pの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 新型インフルエンザとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 前提となる被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本方針と対策

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (基本方針1) 感染防止の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (基本方針2) 保健医療体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (基本方針3) 区民生活の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (基本方針4) 業務を支える基盤の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 区の業務態勢

- 1 業務区分の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 新たに発生する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 継続業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 縮小業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 休止業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 各部の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 人員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 今後の取組

- 1 区民、事業者、東京都等と一体となった取組・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 継続的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

別表A 各課の業務一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

別表B 新型インフルエンザ対策の主な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

第1章 BCPの基本的な考え方

1 計画策定の意義

(1) 計画策定の必要性

区は、区民にとって最も身近な基礎的自治体であり、新型インフルエンザ等発生時に区民の生命と健康を守るとともに、区民生活に必要な不可欠な行政サービスを継続して提供し、社会・経済を破綻に至らせないための対策を実施していかねばならない。

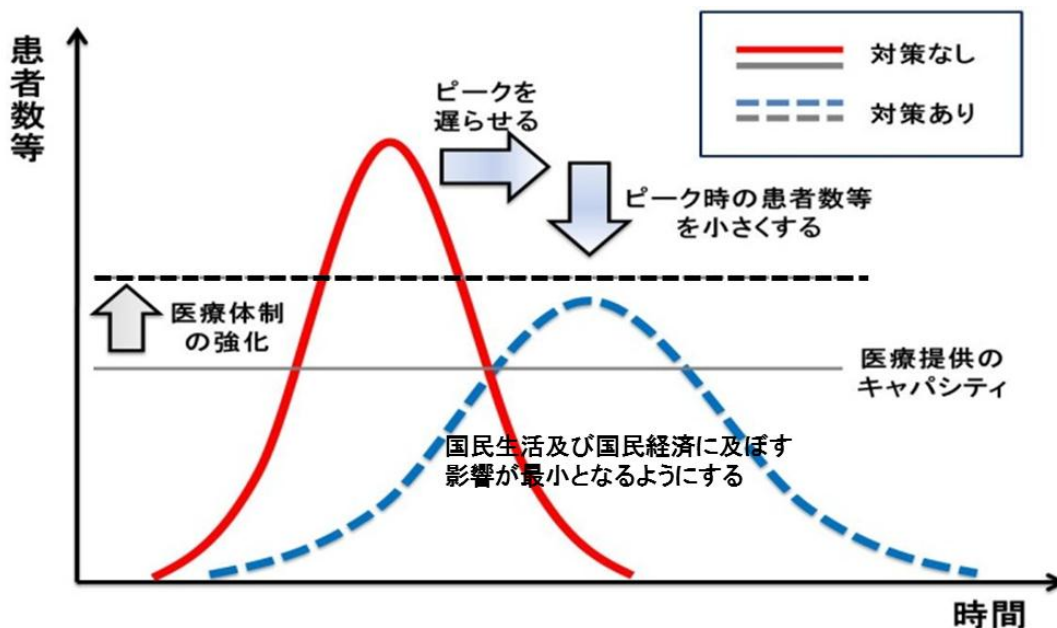
新型インフルエンザ等発生時には、区職員も感染し、出勤率が低下することにより感染拡大防止対策の実施や平常時と同様の業務処理が困難になることが想定される。

そこで、発生時において優先的に取り組むべき業務や休止すべき業務を選定し、都内感染期に最大40%の職員が欠勤する状況下においても、区として継続する業務に支障が生じないよう「大田区業務継続計画※（BCP：Business Continuity Plan）（新型インフルエンザ等編）」（以下、「BCP」または「本計画」という。）を策定し、最悪の事態に備える必要がある。

BCPの実施により、感染拡大防止を図り、支障なく業務継続することで感染のピーク時を遅らせることや短期間に感染者が急増する事態を防ぐことが期待でき、対策を講じるための時間的余裕を生み出すことで、医療体制や社会機能の破綻を回避することが可能になる。

※ 業務継続計画（BCP）とは、災害発生時や感染症大流行時に備え、あらかじめ継続する重要業務を絞り込むとともに、執行体制、職務環境、必要な資源の確保などの事前対策を講じ、限られた人員・資源のもとで非常時においても区の業務を継続させていくための計画である。

<対策の効果 概念図>



(2) B C Pの目標

区民にとって最も身近な自治体としての役割を果たしていくことを踏まえ、B C Pの目標を次のとおりとする。

目標1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

目標2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

(3) B C Pの特徴

強毒型の新型インフルエンザ等の発生により、都内感染期に区職員が最大 40%欠勤する最悪の事態を想定し、実施すべき業務に支障が生じないように限られた人員で区政を円滑に継続するための計画である。

学校、保育所等の休業・休園や集会・イベント等の自粛要請については、新型インフルエンザのウイルスの感染力、毒性、職員の出勤率等を勘案し、弾力的、機動的に運用するものとする。

各部の主な業務を洗い出し、新型インフルエンザ等の発生に伴う以下の4類型に区分する。「新たに発生する業務」(A業務)、「継続業務」(B業務)、「縮小業務」(C業務)及び「休止業務」(D業務)。発生段階や感染拡大状況に応じた対応期間を示すこととし、課ごとの業務については都内感染期における業務区分(A業務～D業務)に整理した。

なお、本計画は、東京都が平成 22 年 3 月に定めた「区市町村 B C P 策定ガイドライン(新型インフルエンザ編)」の内容に沿ったものである。

2 新型インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに起因する感染症で、日本でも毎年冬季を中心に流行し、1,000 万人以上が感染している。通常、鳥や豚などに存在するインフルエンザウイルスはヒトに感染することはないが、稀にヒトに感染するタイプに突然変異し、さらに、ヒトからヒトに感染しやすいタイプに変異することがある。

新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザのことで、ヒトは免疫を持っていないため、世界中で大流行するといわれ、人命や社会経済活動に多大な被害をもたらすことが懸念されている。

20 世紀において、新型インフルエンザのパンデミックは、以下の表(「20 世紀における新型インフルエンザのパンデミック」)のとおり、3 回発生しており、いずれも鳥類のインフルエンザウイルスが突然変異したものである。

○20 世紀における新型インフルエンザのパンデミック

名 称	スペインかぜ	アジアかぜ	香港かぜ
発生時期	1918 年～1920 年	1957 年～1958 年	1968 年～1969 年
世界での死亡者数	2,000～5,000 万人死亡	100～400 万人死亡	100～400 万人死亡
ウイルス型	A/H1N1	A/H2N2	A/H3N2

また、鳥インフルエンザ（A/H5N1）は、1997年に香港で初めてヒトへの感染が確認された。2003年以降、東南アジアを中心に毎年患者が確認されており、2009年12月末までに15ヶ国で患者は467人、死者282人になっている。感染すると呼吸器系だけでなく、全身症状を引き起こす強毒型といわれ、死亡率も高く流行が懸念されている。

さらに、2009年4月にメキシコで発生した豚インフルエンザウイルスに起因する新型インフルエンザ（A/H1N1）は、弱毒型であったといわれているが、世界208ヶ国で確認され、死者は少なくとも14,142人に及んでおり、今後、強毒型へのウイルス変異も危惧される。

3 前提となる被害想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、ヒトは免疫のない状態で新しいウイルスに直面することになる。都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送・交通網の発達などにより、過去の流行に比べ、より急速に世界中に広がり、より多くの感染者、重症者が出ることが予想される。

本区における被害想定は、人口が集中する首都東京の特性を考慮し、「都民の約30%が罹患する」という都の推定をもとに本区における流行予測を以下の表（「流行予測」）のとおり推定した。

なお、都内感染期における社会経済状況への影響等は、次頁の表（「想定される社会経済状況への影響等」）のとおり想定される。

○流行予測

1 国の流行予測

- ① 罹患割合：国民の25%が罹患
- ② 患者数：31,770,000人
- ③ 死者数：170,000～640,000人

2 都の流行予測

- ① 罹患割合：都民の30%が罹患
- ② 患者数：3,785,000人
- ③ 入院患者数291,200人
- ④ 死者数：14,100人

3 大田区の流行予測

- ① 罹患割合：区民の30%が罹患
- ② 患者数：200,605人
- ③ 入院患者数15,434人
- ④ 死者数：748人
- ⑤ 区職員の欠勤率：40%（都内感染期における最大欠勤率）

○想定される社会経済状況への影響等

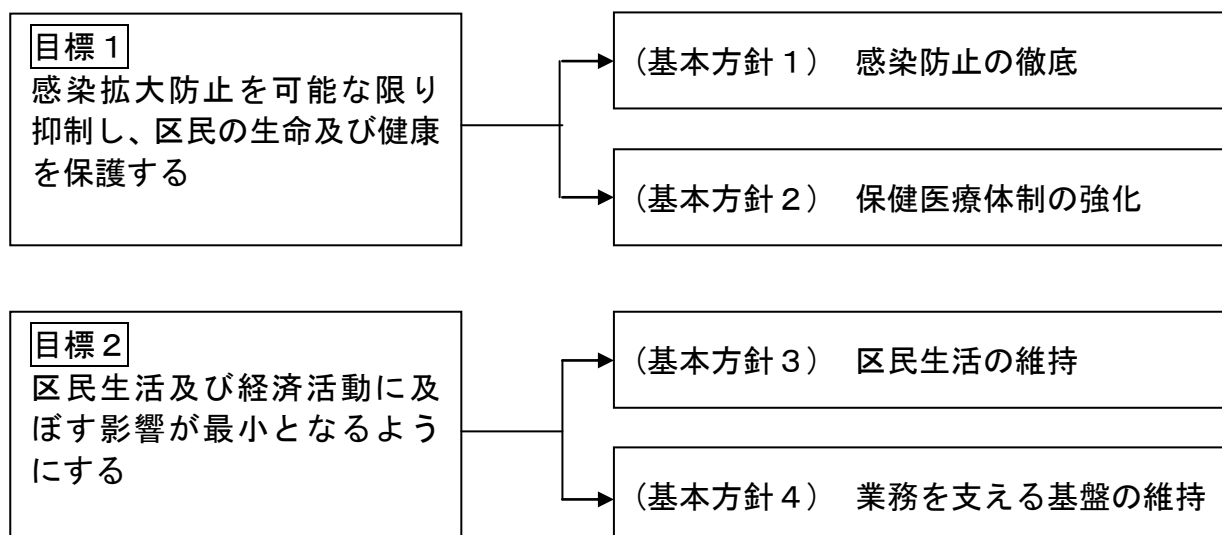
事 項	想定される社会経済状況への影響等
医療の提供	患者が急増し、病床や医薬品が不足
集会等の自粛要請	集客施設の多くは休業。集会・興行等の自粛要請
出勤状況	最大 40%の欠勤率。子どもの休校・休園による欠勤も含まれる
資金の状況	資金調達や支払い等に混乱が生じる可能性
経営	労働力・原材料等の不足、資金繰り悪化等による経営悪化
企業の事業継続	社会機能の維持に関わる事業は継続。一方、不要・不急業務を休止
電気・水道・ガス・通信	保守・運用等の業務を維持し供給、その他の業務は縮小・中断
公共交通	運行本数減の可能性。利用者の接触を減らす措置等を実施
金融	決済業務・A T M機能等を維持。その他の業務は縮小・中断
物流	従業員不足による集配・配達業務の中断、遅配。宅配・通信販売等に対する業務が大幅に増加
行政サービス	区民生活維持に必要な最小限のサービスを維持

出典：「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン」（東京商工会議所 2008 年 10 月）

第2章 基本方針と対策

1 基本方針

区のBCPの目標である「区民の生命と健康を守る」「区民生活に必要不可欠な機能を維持する」を達成するため、以下の4つの基本方針に基づき、区民、事業者、東京都等と一体となった取組を推進する。



(基本方針1) 感染防止の徹底

感染防止の徹底には、区民一人ひとりが、家庭、職場や地域において、「うつらない」ための予防策を実行するとともに、万一感染した場合には、他人に「うつさない」ように配慮するよう、自助・共助の取り組みを地域全体で行う必要がある。

このため、区は、関係機関と連携しながら、感染を「拡げない」ため、手洗いや咳エチケットなどの普及・啓発に努める。

また、感染拡大防止策により、感染者の抑制や、感染拡大のスピードを遅らせることにより、医療機関や社会機能の破綻を防止する。

対策1 感染予防の啓発

新型インフルエンザの感染様式は、「※1 飛沫感染」と「※2 接触感染」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。

このため、感染予防策についてホームページへの掲載、区報や区掲示板などの区の広報媒体、チラシの配布、報道機関の協力や各関係機関と連携した説明会などにより、周知徹底を図る。

(※1) 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(※2) 接触感染

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

対策2 ※リスクコミュニケーションの確立

新型インフルエンザ等対策においては、区民一人ひとりが正確な情報に基づき、適切に行動することで、感染拡大の防止が可能になる。

そのために、区では、個人の人権の保護に十分留意し、都内及び区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の情報等について、区報やホームページへの掲載により迅速に情報提供を行う。

(※) リスクコミュニケーション

リスクに関する情報について、行政と事業者・区民などが相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。

対策3 感染拡大の防止

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。

このため、発生段階に応じ、不要不急の外出自粛、学校の休校、集会やイベントの自粛要請などを実施することが必要である。

また、区の関連団体や委託業者に対しても積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

なお、学校の休校、集会やイベントの自粛要請などについては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、毒性及び治療薬の有効性等に応じて、弾力的、機動的に実施する。

また、患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行う。このとき、国の基本的対処方針及び区行動計画に基づき、都の指示を受け、区対策本部は対策を講じる。

なお、緊急事態宣言時に都知事が行う措置は、次頁の表（「緊急事態宣言時に都知事が行う措置」）のとおりである。

○緊急事態宣言時に都知事が行う措置

区分	措置	対象施設
区分1施設 (感染リスクが高い施設)	事業者に対し、最優先で施設の使用制限やイベントの制限の要請を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校(小中学校、高校) ○ 保育所、介護老人施設、通所・短期入所・福祉・保健医療サービス施設
区分2施設 (社会生活を維持する上で必要な施設)	事業者に対し、使用制限、イベントの制限以外の措置について協力の要請を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、食料品店、薬局、銀行、工場、事務所、公共交通機関等
区分3施設 (運用上柔軟に対応すべき施設)	事業者に対し、できる限り使用制限、イベントの制限以外の措置について協力の要請を行う。 感染拡大の状況に応じ、使用制限、イベントの制限の要請を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、専修学校、各種学校等 ○ 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○ 集会場、公会堂 ○ 展示場 ○ 百貨店、マーケット、小売店 ○ ホテル、旅館 ○ 体育館、水泳場、ボーリング場等の運動施設、遊技場 ○ 博物館、美術館、図書館 ○ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等の遊興施設 ○ 理髪店、質屋、貸衣装屋等のサービス業 ○ 自動車教習所、学習塾等の学習支援業を営む施設 ○ その他

(基本方針2) 保健医療体制の強化

新型インフルエンザ等に感染したおそれがある場合にも、安心して相談ができ、適切な治療が受けられるよう保健医療体制を強化する。

対策4 相談体制等の強化

区民からの相談や問い合わせに的確に対応するため、発生段階に応じ、都の相談窓口と連携し、区独自の専用相談窓口を設置する。

具体的には、海外発生期から専用の相談窓口を開設し、情報提供や相談を受けると共に、発生国からの帰国者や感染者との濃厚接触者等の健康監視を行い、必要に応じて受診に繋げるなど、感染防止に必要な対策を講じる。

なお、国内発生期には集団感染の拡大防止のため、関係各部と連携して対応する。

また、新型インフルエンザ等の情報を収集し、迅速に区民、関係機関に様々な媒体を用いて提供するすると共に、感染拡大防止のための情報を区報、区掲示板、ホーム

ページ、チラシ及び説明会等により情報提供を行う。

併せて国、都、関係機関と連携し、各サーベイランス体制の強化を図る。

対策5 医療機能の拡充

海外発生期から都内発生早期までにおいては、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。

保健所は、ウイルス検査の結果が陽性であった新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期になれば、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことになる。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

さらに、新型インフルエンザ等対策に必要なマスク、消毒剤、医療機関等で使用する個人防護具等を計画的に備蓄すると共に、発生段階に応じた適切な供給計画を策定し、供給を行う。

なお、国の接種体制を踏まえて、円滑なワクチンの接種体制を支援する。

（基本方針3） 区民生活の維持

多数の感染者の発生により、社会・経済活動が停滞する恐れがあることから、区民の生活や事業者の事業継続に及ぼす影響を軽減するため、必要な対策を講じる。

対策6 区民生活に不可欠な機能維持

通常業務のうち、戸籍住民事務等の窓口業務、介護支援やごみ収集等、区民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持し、地域社会や経済の混乱防止に努める。

また、流行時には不要不急な業務や感染拡大のおそれのある業務を積極的に縮小・休止することで、接触の機会を減らして感染拡大を防止するとともに、必要不可欠な業務に人員を効果的に配置する。

対策7 窓口業務の維持

庁舎内での感染拡大を防止し、住民の感染リスクを軽減するため、各種申請等については、できるだけ来庁する機会を減らすとともに、対面しない方法での対応が必要となる。

このため、郵送やインターネット等を活用した、申請・交付等ができる方策を検討する。その際、個人情報の保護や不正申請等に十分留意し、住民が安心して活用でき

る仕組みづくりを検討する。

また、感染機会を減少させるため、発熱や咳等のインフルエンザ様の症状がある職員の出勤自粛の徹底、窓口業務従事の際にマスクを着用する等の感染拡大防止策の徹底、時差出勤や勤務時間の臨時変更等について検討する。

対策 8 区民生活への支援

区民の生命と健康を守るため、感染状況や予防策などについて、人権の保護に十分留意しつつ、区報やホームページ等により、迅速に情報を提供する。

また、住民の不安を解消するため、相談体制を確立するとともに、地域の医師会、薬剤師会等と連携し、地域における医療体制を支援する。

なお、感染拡大に伴い日用品の買物等に支障をきたす高齢者や障害者等に対し、町会や商店会等の協力を得て、食料や生活必需品の供給体制を整備するなど、地域ぐるみでの支援体制を検討する。

(基本方針 4) 業務を支える基盤の維持

新型インフルエンザ等が流行しても、基礎的自治体として継続すべき業務を遂行するため、必要な基盤の整備を行う。

対策 9 各種システムの維持

区の業務を実施するにあたり必要な庁内基幹系情報システムや、住基・福祉系システム等を維持できる体制を整備する。

また、外部からのアクセス数の増加によるシステム障害等に備えて、システム拡張やバックアップ体制の可能性の有無等について検討する。

対策 10 人員の確保

都内感染期に職員や家族の感染に伴い、最大 40%の職員が欠勤することを想定し、必要とする業務に職員を重点的に配置し、業務に支障を生じないようにする。

このため、各課ごとに業務継続に必要な人員を精査し、各課の職員のみで対応できなくなった場合の応援体勢については、原則として部内で調整して対応する。部内調整が困難な場合には部間を超えた連携により対応する。

なお、他部署からの応援を求めるにあたり、事務遂行上一定の知識や経験、資格等が必要となる業務がある場合は、予めそのような業務を特定し、対応可能な応援職員のリストアップや、マニュアルを整備するなどの対策を講じる。

対策 11 事業者等との連携

区が業務の継続を行うためには、庁舎管理や警備、清掃業務、各種設備の保守点検、消耗品等、必要なサービスや資器材を継続して確保することが必要である。

このため、これらの不可欠なサービスや資器材をリストアップするとともに、資器材については計画的に備蓄（備蓄スペースの確保、資器材搬送体制の整備等を含む）する。

なお、遺体に対する適切な対応を図る必要があることから、火葬業者等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備えBCPの策定を要請するなど、円滑な葬祭・火葬ができるよう努める。

また、区の業務を委託している事業者や指定管理者に対して、所管課から、事業継続に向けた協力を要請する。さらに、当該事業者等のBCP策定の要請も併せて行う。

対策12 関係機関等との連携

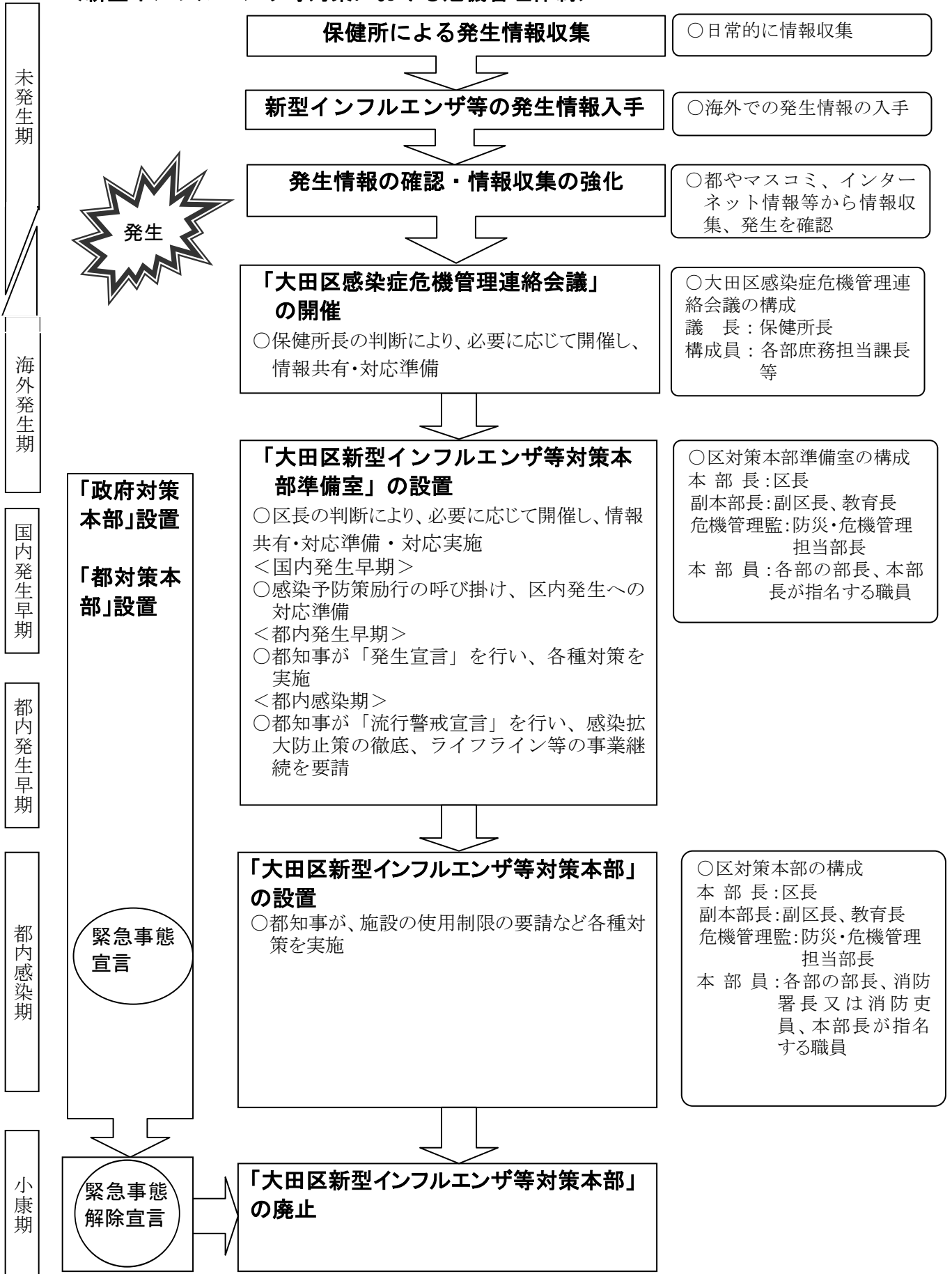
感染拡大の防止や必要なサービス、資器材等の確保を図るうえで、地域の町会・自治会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商店会、社会福祉協議会など幅広い関係機関との間と連携を強化し、役割分担や必要な対策についての検討を行う。

対策13 危機管理体制

新型インフルエンザ等の発生に伴い、区民の生命と健康を守り、区民生活を維持するため、発生段階に応じた体制を設置し、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態を宣言した場合には「大田区新型インフルエンザ等対策本部(本部長：区長)」を設置し、迅速かつ適切な対策を実施する。

※ 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制は、次頁のとおりである。

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



第3章 区の業務態勢

区は、新型インフルエンザ等発生時には対策本部を設置し、感染拡大防止策の周知や相談業務などの新たに発生する業務を行うと共に、区民生活を維持していくための通常業務を継続していかねばならない。

しかしながら、職員の出勤状況に応じ限られた人員で実施するため、全ての業務について優先度を定め、必要な業務が継続できるよう、今回新たに設けた業務区分に従って業務を行うこととした。

1 業務区分の考え方

(1) 新たに発生する業務（A）

① 感染拡大防止策

感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務。主なものは次のとおりである。

- ア 感染拡大防止策の周知
- イ 情報の収集及び提供
- ウ 相談窓口の開設
- エ サーベイランスや積極的疫学調査の実施
- オ 関係機関や施設等に対する感染拡大防止策の指導
- カ 地域における医療連携の支援

② 危機管理体制上必要となる業務

新型インフルエンザ等の発生に伴う危機管理上必要な業務。主なものは次のとおりである。なお、国内発生早期以前から取り組む業務もある。

- ア 対策本部の設置
- イ 職員の感染状況、出勤状況の把握
- ウ 職員の応援体制
- エ 関係機関（医師会、町会・自治会、商店会 等）との連携

(2) 継続業務（B）

① 区民の生命や健康を守るための業務

区民の生命や健康を守るため、その機能を縮小や休止することができない業務。主なものは次のとおりである。

- ア 福祉施設（入所施設）の運営
- イ 介護業務
- ウ 災害発生時の緊急対応

② 区民生活の維持に係る業務

区民生活に密着した業務で、縮小や休止することにより、区民生活や社会活動に支障が生じる業務。主なものは次のとおりである。

- ア 戸籍住民事務
- イ 生活保護事務
- ウ ごみの収集
- エ 各種貸付や助成、給付事務

③ 休止すると重大な法令違反となる業務

国や都の法令により期限等が定められており、区の判断で休止や縮小することができない業務。主なものは次のとおりである。

- ア 選挙事務
- イ 法令等で定められている検査

④ 区業務維持のための基盤業務

区業務を支える中断や休止すると重大な支障が生じるため必要なシステムや業務。主な業務は次のとおりである。

- ア コンピュータ等基盤システムの維持
- イ 戸籍住民、福祉関連等システムの維持
- ウ 警備、エレベータの保守点検、庁舎管理

(3) 縮小業務（C）

① 継続・休止以外の業務

限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫するなど縮小して実施する業務。主なものは次のとおりである。

- ア 道路、公園等の管理
- イ 人事、財務、契約等の内部管理事務

② 対面業務を中止して、工夫して実施する業務

庁舎内での感染拡大を防止するため、電話、郵送やインターネット等による取扱等に対応する対面業務。主なものは次のとおりである。

- ア 税務、保険、年金等の申請、届出等の事務
- イ 各種相談業務

(4) 休止業務（D）

① 多数の人が集まる施設や業務

人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが、感染拡大防止に有効な業務。主なものは次のとおり。

- ア 学校の運営
- イ 福祉施設の通所サービスの運営
- ウ 文化施設、スポーツ施設等の運営
- エ 研修会、講演会、イベント、集会の開催
- オ 表彰事務

② その他、緊急性を要しない業務

実施時期を延期できるような業務や、休止しても区民の生命や健康または区民生活に影響が少ない業務。主なものは次のとおりである。

- ア 新規事業に関する業務（新規設計、工事等）
- イ 各種計画の策定業務
- ウ 監査
- エ 各種調査事務

2 各部の業務

基本方針に基づき、区の業務について、「A 新たに発生する業務」と、通常業務を「B 継続業務」「C 縮小業務」及び「D 休止業務」に区分するとともに、発生段階に応じた対応期間を明示した。

また、縮小・休止業務については、新型インフルエンザウイルスの感染力、毒性及び治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的、機動的に実施する。
なお、都内感染期における各課の業務については、別表に示す。

※ 具体的な対応を例示すると次表のとおりである。

<発生段階に応じた対応（例示）>

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	感染予防策の周知	→				
通常業務	B 継続業務	→				
	C 縮小業務	→		→		
	D 休止業務	→		→		→

→ ……実施・対応業務

→ ……縮小業務

→ ……休止業務

区長政策室の主な業務

区民に対し新型インフルエンザ等に関する広報の重点化を行なう。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分					
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期	
A 新たに発生する業務	○新型インフルエンザ等に関する広報の重点化	→					
	○新型インフルエンザ等に関する相談窓口の案内	→					
通常業務	B 継続業務	○区長・副区長の執務環境の確保	→				
		○ホームページの管理運用	→				
		○報道事務（区政重要情報の提供）	→				
	C 縮小業務	○広聴・福祉オンブズマン業務	→	→	→	→	→
		○取材業務	→	→	→	→	→
	D 休止業務	○調査研究業務	→	→	→	→	→
		○東京オリンピック・パラリンピック大田区推進本部等の事務	→	→	→	→	→
		○特命及び特命に基づく総合調整	→	→	→	→	→
		○区民対象の相談業務	→	→	→	→	→
		○通常の広報業務	→	→	→	→	→

計画財政部の主な業務

新型インフルエンザ等の対策事業実施のための予算の立案及び調整等を行なうとともに、業務継続のためのシステム維持管理を行う。また、工事請負業者への情報提供を行い感染防止を図り、工事従事者の安全を確保しつつ円滑な工事執行を進める。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○対策事業予算立案・調整 ○各課事業支援（各課システム担当欠勤対応） ○工事縮小・中止に伴う安全確認パトロール 					
通常業務	B 継続業務					
	C 縮小業務					
	D 休止業務					

総務部の主な業務

職員の感染状況を把握し、人員配置計画の策定を行なう。
また、対策事業実施のための予算、物品等の確保、調達を行なう。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の感染状況把握 ○人員配置計画の策定 ○対策事業物品等調達 ○職員の特定接種 	→	→	→	→	→
通常業務	B 継続業務	○本庁舎機能確保業務	→	→	→	→
		○告示公印文書等法定事務	→	→	→	→
		○庁議等重要会議開催	→	→	→	→
	C 縮小業務	○延期可能な会議・検討会	→	→	→	→
		○非緊急の福利・給与事務	→	→	→	→
		○区施設廃棄物収集運搬	→	→	→	→
		○非電子方式の入札事務	→	→	→	→
	D 休止業務	○職員研修・人事管理事務	→	→	→	→
		○エセナおおた開館運営	→	→	→	→

地域力推進部の主な業務

地域(自治会・町会)や外国人に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。

また、死者が多数に及ぶ場合、斎場施設等の調整業務を行う。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	○職員（消費生活相談員含む）の感染状況の把握及び人員配置調整				→	
	○本部および関係機関・部内連絡調整	→				
	○地域（自治会・町会）への情報提供	→				
	○消費者生活センターの休館調整及び業務方法の変更等の周知・案内業務			→		
	○臨海斎場の利用調整及び案内業務			→		
	○事業者に対する火葬炉稼働の要請				→	
	○平和の森会館での遺体保管業務				→	
	○埋火葬の特例措置				→	
通常業務 B 継続業務	○戸籍届出の受付	→				
	○国保、後期高齢者医制度への加入、保険証交付	→				
	○うぐいすネットの運用	→				
	○日赤に関する事務	→				
	○地縁団体との連絡総括に関すること	→				
	○掲示板の総括管理に関すること	→				
		→				

	<ul style="list-style-type: none"> ○各種証明事務（罹災証明・漂流物・海難証明等） ○小規模災害の援助 ○統計調査業務 ○スタートアップ助成支払業務 ○協働プロジェクト支払業務 ○うぐいすネットの運用など 	
C 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> ○地縁団体認可・印鑑登録 ○各種補助金に関すること ○相談業務（区民協働） ○うぐいすネット窓口受付 ○消費者生活センターの各種業務 ○各種申請及び届出の受付事務 ○各種証明書の発行事務 ○住民異動届の受付 ○住民税、国保料、介護保険料等の収納 ○他自体からの戸籍、住基確認への対応 ○所管課、所管官庁への案内 	
D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ○地域力推進地区委員会等各種会議 ○指定管理者関係事務 ○女性団体関係事務 ○自衛官募集に関することなど ○家庭・電気用品検査及び生活物資の流通に関すること ○住民基本台帳一覧表の閲覧 	

観光・国際都市部の主な業務

外国人に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	○外国人に対する情報提供	→				
通常業務	B 継続業務	→				
	○国際交流都市との連絡調整 ○ボランティア関係業務	→				
	C 縮小業務	○多文化共生推進センター相談室 ○翻訳・通訳	→	→	→	→
	D 休止業務	○国際都市イベント ○多文化交流イベント ○OTA ふれあいフェスタ ○成人のつどい ○観光事業イベント など	→	→	→	→

区民部の主な業務

戸籍住民事務等の窓口業務を感染拡大防止の観点から、郵送やインターネットを活用して、業務の継続をはかることにより、区民生活に不可欠な行政サービスを維持し、地域社会や経済の混乱防止に努める。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○各種申請の受付・申請方法の変更対応 ○埋火葬の特例措置 					
通常業務	B 継続業務 <ul style="list-style-type: none"> ○窓口における戸籍等届出の受理 ○国保の資格届出関係事務 ○課税事務 					
	C 縮小業務 <ul style="list-style-type: none"> ○各種申請の受付・交付 ○税の滞納処分に関する事務 					
	D 休止業務 <ul style="list-style-type: none"> ○夜間休日窓口 ○国保料の滞納整理に関する事務 					

産業経済部の主な業務

区内事業者への情報提供を行い、事業者の感染防止等に努める。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
通常業務	A 新たに発生する業務	→		→		
	B 継続業務	→		→		
		→		→		
		→		→		
C 縮小業務	→		→			
D 休止業務	→		→			

福祉部の主な業務

高齢者や障がい者などに対して、介護・福祉サービス等の支援を継続するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図りながら、福祉施設等における適切な感染防止策を講じる。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分					
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期	
A 新たに発生する業務	○要援護者からの相談及び情報提供に関すること	→					
	○サービス事業者、施設等への情報提供	→					
	○施設利用者等の感染状況の把握	→					
	○施設の休止・縮小等の決定・周知	→					
	○遺体一時収容に関すること	→					
	○ボランティア等へ要援護者支援の協力依頼	→					
	○介護事業者等へ事業維持の協力依頼	→					
通常業務	B 継続業務	○居宅サービス提供、個別支援等に関すること	→				
		○各種申請・届出事務	→				
		○各種相談事務	→				
		○各種貸付、支給、収納等事務	→				
C 縮小業務	上記のうち緊急を要しないもの及び電話、FAX、郵送又は口座振替等で対応が可能なもの	→					
		→					
D 休止業務	○各種行事、会議等 ○通所施設、老人いこいの家等 ○その他上記に属さないこと	→					
		→					
		→					

こども家庭部の主な業務

児童館・保育園の業務縮小・休止を行い、子どもの新型インフルエンザ等の感染防止を図る。

また、社会機能維持者の子どもに対する例外的学童保育・保育を行う。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分					
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期	
通常業務	A 新たに発生する業務						
	B 継続業務	○保育施設等に対する感染予防策についての情報提供、感染予防策徹底の呼掛け	→				
		○区施設における発熱者の利用制限、マスク着用の徹底	→				
		○関連団体に対する感染拡大防止策実施の協力要請	→				
C 縮小業務	○例外的学童保育・保育の実施						
通常業務	D 休止業務	○子どもに関する電話相談	→				
		○保護者との連絡調整	→				
通常業務	C 縮小業務	○入所・入園申請受付	→	→	→	→	
		○感染拡大防止のための対面業務の縮小	→	→	→	→	
通常業務	D 休止業務	○通常学童保育・保育、一般利用、ファミリールーム、一時預かり保育、通所事業	→	→	→	→	
					→	→	

まちづくり推進部の主な業務

区民生活及び事業活動に支障をきたさないよう、建築基準法等の法定業務を遅滞無く進められる態勢作りを図る。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口対応型から電話相談などへの変更対応等 ○危機管理監への支援 ○新型インフルエンザ等対策本部保健所への支援 			→	→	→
通常業務	B 継続業務	→				
	C 縮小業務	→	→	→	→	→
	D 休止業務	→	→	→	→	→

都市基盤整備部の主な業務

自然災害や事故等による道路等の損傷に対して昼夜問わず対応できる体制を確保し、道路の安全性と円滑な交通を図る。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口対応業務の中止、各種中止事業等の周知及び問合せ対応 ○危機管理監への支援 ○新型インフルエンザ等対策本部保健所への支援 			→	→	→
通常業務	B 継続業務	○道路・河川の応急補修工事	→	→	→	→
	C 縮小業務	○各種相談・申請	→	→	→	→
	D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ○工事立会い ○交通安全教室等 	→	→	→	→

連続立体事業本部の主な業務

感染症対策に係る交通事業者との連絡調整及び感染症対策に係る輸送業務の支援を行う。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事業者との連絡調整 ○輸送協力事業者との連絡調整 ○感染症対策物資等の輸送 			→	→	→
通常業務	B 継続業務			→	→	→
	C 縮小業務	→	→	→	→	→
	D 休止業務	→	→	→	→	→

環境清掃部の主な業務

区民生活に支障をきたさないよう、ごみの収集や環境対策に万全の体勢で望む。

業務区分	主な業務名	発生段階に応じた区分					
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期	
A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○区民への周知 ○区民及び事業者に対するごみの排出抑制の協力要請 ○作業計画の変更 						
通常業務	B 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭廃棄物等の収集 ○環境対策 ○環境調査・指導業務 					
	C 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談・申請 ○資源回収事業 ○環境相談業務 					
	D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物指導業務 ○資源持ち去り防止対策 					

教育総務部の主な業務

区立小・中学校の休校を実施し、感染拡大の防止を図ると共に、文部科学省行動計画に基づき私立学校等への臨時休校の要請と的確な情報提供を行う。

また、不特定多数の区民などが参加する講習会やスポーツセンター・図書館等の施設使用を休止し、感染の拡大を防止する。

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分				
		① 海外 発生期	② 国内発 生早期	③ 都内発 生早期	④ 都内 感染期	⑤ 小康期
A 新たに発生する業務	○区内学校等への情報提供	→				
	○区内小中学校の学級・学年閉鎖等の対応及び調整			→		
	○学校職員への感染防止・拡大防止の徹底			→		
	○青少年・社会教育関係事業の中止・変更周知			→		
	○スポーツ施設等の使用休止周知			→		
	○各図書館運営状況把握			→		
B 継続業務	○教育施設の整備業務	→				
C 縮小業務	○庶務事務	→	→	→	→	→
	○学事等に関する相談業務	→	→	→	→	→
D 休止業務	○区立小中学校	→	→	→	→	→
	○小中学校移動教室	→	→	→	→	→
	○スポーツ施設、青少年・社会教育施設の使用	→	→	→	→	→
	○各種講習会等の開催	→	→	→	→	→
	○図書館窓口業務（図書資料貸出等）	→	→	→	→	→
○学校給食の提供	→	→	→	→	→	

3 人員計画

BCPが有効に機能するためには、各課で必要となる業務が継続できるよう、人員計画を作成することが必要であり、人員計画の作成に当たっては、全庁的な応援体制のための人事のあり方や指揮命令系統の整理が不可欠である。

また、全庁的な応援体制が円滑に行えるよう、あらかじめ各応援者の業務を明確にし、その業務マニュアルの作成や研修が必要である

なお、専門知識が必要となる業務の職員（特別な資格や技能を有する職員）については、可能な限り代替性を高めるため、スキルの標準化、他の職員への教育訓練を図る。

第4章 今後の取組

1 区民、事業者、東京都等と一体となった取組

区のBCPの目標を達成するためには、区民、事業者、東京都等と一体となって新型インフルエンザ等に立ち向かう必要がある。

(区民との協働)

新型インフルエンザ等対策の基本は、区民一人ひとりが手洗いや咳エチケットなどの予防策を徹底することで、新型インフルエンザ等に「うつらない」ようにするとともに、万が一感染した場合には、外出を自粛するなど、人に「うつさない」対策を実践することが重要である。

このため、区は、感染を「拡げない」ように感染予防策を周知することとし、必要に応じ、学校の休校、集会やイベントの自粛要請など必要な感染拡大防止策を実施する。

(事業者との連携)

感染拡大防止を図る上で、医療機関だけでなく、福祉施設、学校、商工関係事業者との連携・協力は不可欠である。

このため、区は、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、東京都等と連携し、事業者のBCP策定を支援する。

(東京都等との連携)

適切な感染拡大防止策等の対応を図るために、東京都等より情報を収集するとともに、他自治体における先駆的な取組事例を随時情報収集し、臨機応変な対応を実施する。

(区における取組)

区BCPに基づき、各部において継続、縮小、休止業務を明確化するとともに、4割の職員が欠勤する想定での具体的な人員計画を策定する。

なお、策定後も適切な見直しを継続する。

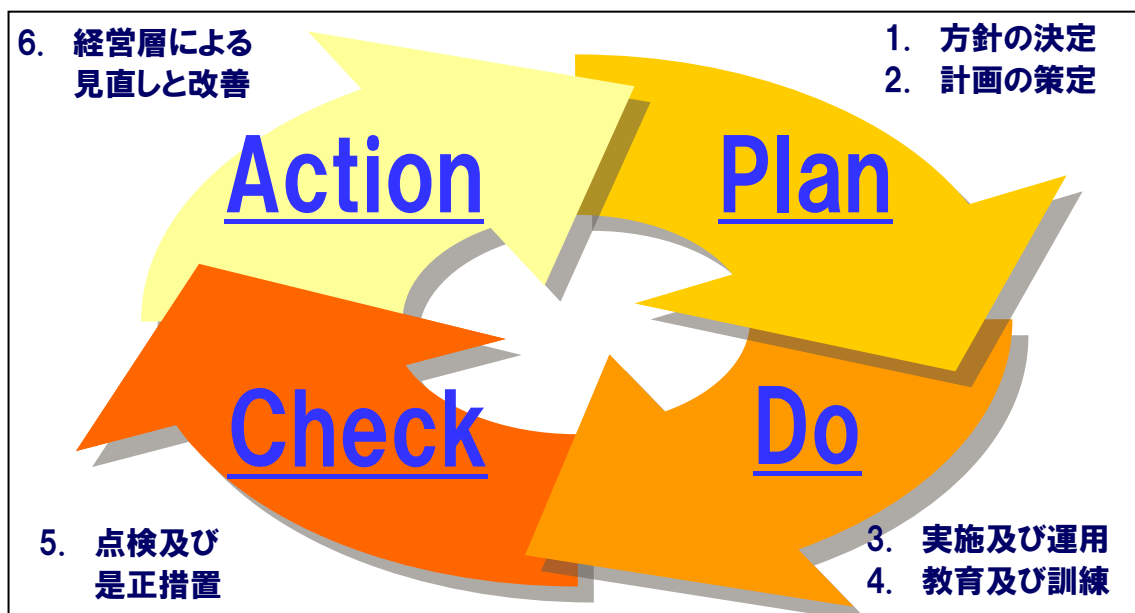
2 継続的な取組

策定したBCPの有効性を保つためには、PDCAサイクルにもとづく業務継続マネジメントシステム※(BCM)の一環として、図上訓練などを通じて、BCPを継続的に維持・管理していくことが必要となる。

具体的には、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、国及び都の計画やガイドラインに変更があった場合、人事異動等により組織体制に変更があった場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、BCPの見直しを行うこととする。

(※) BCM

BCPの実行に必要な準備、資源の導入などについて、PDCA(Plan、Do、Check、Act)のサイクルで見直し、管理する仕組み。



(マニュアルの整備)

本計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の包括的な計画であり、個々の具体的な事案や事業内容については、各部・各課単位の個別マニュアルが必要となる。場面や状況に応じ適切な対応がとれるよう、業務処理手順や状況想定を盛り込んだマニュアルを所管ごとに整備していく。

(訓練、研修の実施)

危機管理を担当する責任者は、事案発生時に、職員及び関係者が迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、平素から訓練や研修を実施し、対応能力の向上に努める。

このため、職員だけではなく、委託業者や指定管理者などの関係者と連携し、実践的な訓練を実施する。

また平常業務時に所属間応援先の職場で実際に業務が円滑に実施できるよう、日頃から業務マニュアルの作成や本来の職務以外の研修を受講させるなどして、スキルアップを図る。

定期的な見直しの必要性や、人事異動による各職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わることを考慮して、毎年1回程度は各訓練、研修等を実施する。

以下に訓練、研修の例を示す。このような取り組みを継続的に行い、いざというときに速やかにBCPを遂行できるよう、普段より準備しておく。

(1) 感染予防に関する職員研修

区民生活に関わる区の職員、特に窓口などで不特定多数の者と接触する業務に従事する者は感染リスクが高く、適切な个人防护策を講じることが必要である。これらの職員に対しては、以下のような教育、訓練を行う。

- ・ 手洗い、うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策の教育
- ・ 出勤時の体温測定、感染予防具の正しい着用法と着用した状態での勤務訓練

(2) 感染発生を想定した初動訓練

① 新型インフルエンザ等対策本部向け初動訓練

都内発生早期、都内感染期に職員等が感染、発症したとの状況を想定した、図上

訓練を実施する。

- ・報告、連絡、意思決定等に関する初動体制の確認
- ・安否確認システムによる情報共有体制のテスト

② 職場内発症者対応訓練

職場内で感染者や発症者が出た場合に備えた対応について訓練を実施する。

- ・発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等

(3) 業務継続に係る実地訓練

管理職や一般職員が感染、発症した場合を想定して、代行者や代替、縮小手段による業務継続についての模擬訓練を実施する。

- ・非常時の応援勤務（部内、部外）の確認
- ・業務縮小、休止時のシミュレーション

(継続的な取組)

新型インフルエンザ等の性状や国や都の対策に変更が生じた場合など、必要に応じたBCPの見直しを行う。

BCPでは訓練や研修等を通じてその問題点を洗い出し、是正すべきところを改善し、計画を更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させることが重要となる。具体的には、BCP策定後に各所属の責任者は以下にあげるような事項について実施状況を点検することで、計画の点検や改善を行うものとする。

- ① 業務内容変更
- ② 資器材備蓄
- ③ サービス、資器材の関係業者
- ④ 人員計画
- ⑤ 訓練、研修

なお、見直しにあたっては、訓練や研修等により抽出された問題点を踏まえて危機管理担当課で検討し、庁議に付議のうえ決定する。